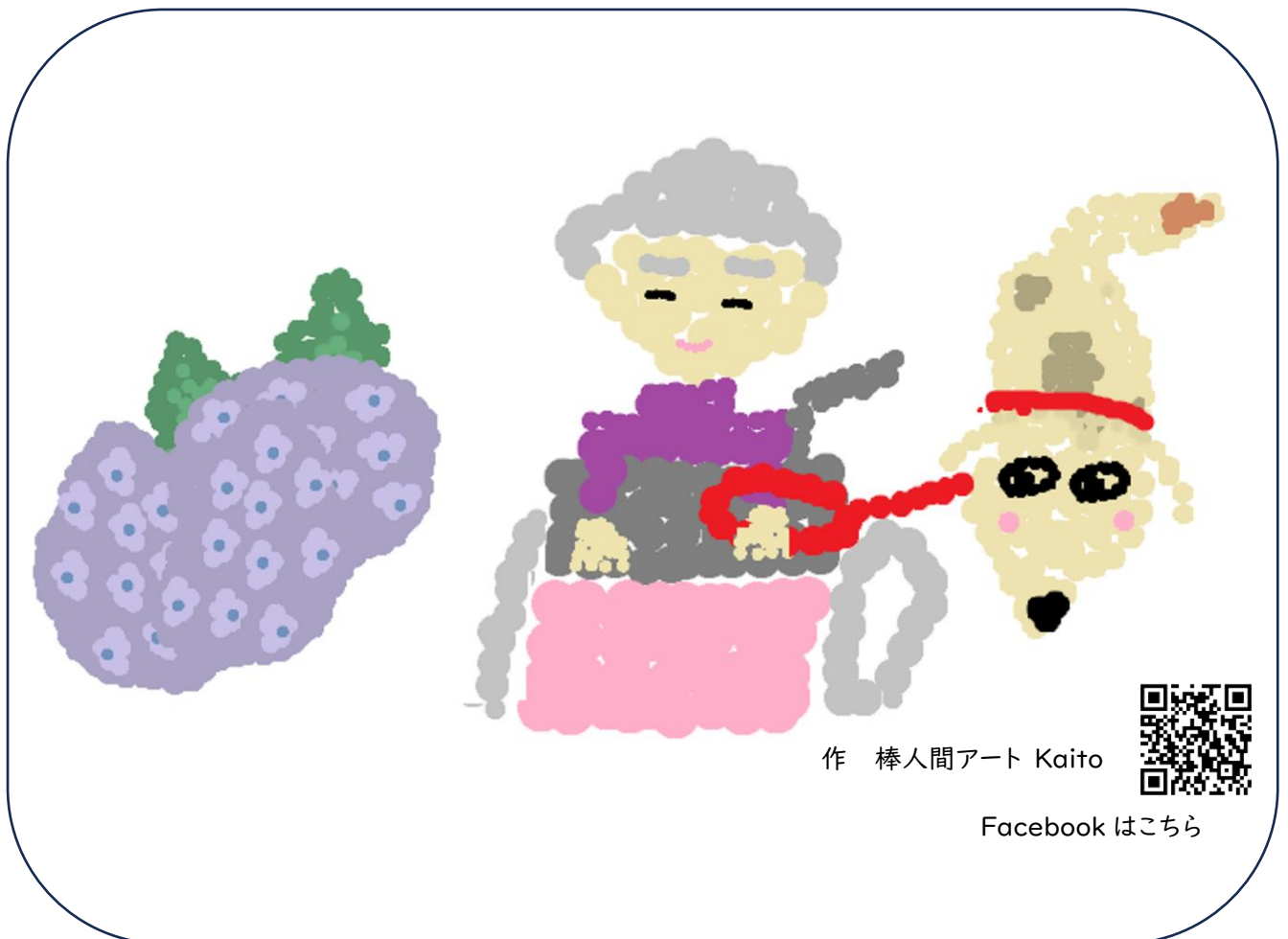


しょう しゃ ふ く し し さ く て び

障がい者福祉施策の手引き

しょう ひと ひと たが みと あ い

～障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きるまちづくり～



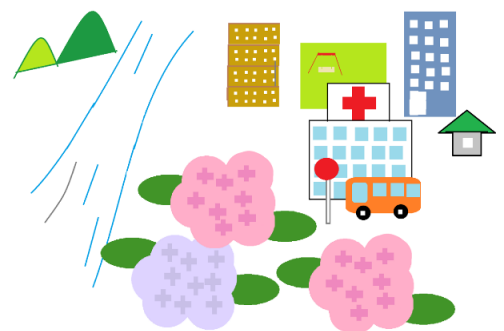
作 棒人間アート Kaito

Facebook はこちら

本手引きについては
こちらからもご覧いただけます。



福井市
障がい福祉課



障がいの種類の一部について



視覚障害

全く見えなかったり、文字等がぼやけて読めなかったりするなど、見え方に困難があり、日常生活に支障がある障がいです。



聴覚障害

音を感じたり、会話を聞き取ることが難しくなる障がいです。



肢体不自由

病気やけがなどにより、体の動きに支障があり、日常の動作が難しくなる障がいです。



内部障害

内臓の機能や免疫機能が弱まるなど、外見からは分かりにくく、日常生活に影響を及ぼす障がいです。医療的ケアが必要な場合があります。



音声、言語、 そしゃく機能障害

話すことや言葉の理解・発声、食べ物を噛むことや飲み込むことに支障がある障がいです。



知的障害

発達期に生じた脳の機能障害により、日常生活を送る上で様々な不自由が生じる障がいです。



精神障害

こころの病気(精神疾患)などが原因で、日常生活や社会生活に困難が生じる障がいです。



発達障害

自閉症や ADHD、学習障害など、脳機能の発達に関係する障がいです。

障がいに関連するマークの一部について



【障害者のための国際シンボルマーク】
移動に配慮が必要な方が利用しやすい設備や駐車場などを示すマークです。



【盲人のための国際シンボルマーク】
視覚障がいのある方への配慮や支援が必要な場所・設備であることを示すマークです。



【身体障害者標識】
肢体不自由などにより運転に配慮が必要な方が使用する標識で、周囲の運転者に思いやりのある運転を促すためのマークです。



【耳マーク】
聞こえが不自由な方がいることを示し、筆談やゆっくりした会話など配慮をお願いするためのマークです。



【聴覚障害者標識】
聴覚に障がいのある方が運転していることを周囲に知らせ、安全運転への配慮を促すためのマークです。



【ほじょ犬マーク】
身体障がいのある方を支援する盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴への理解と受け入れを示すマークです。



【オストメイトマーク】
人工肛門、人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備や配慮があることを示すマークです。



【ハート・プラスマーク】
外見ではわかりにくい内部障がいや内臓疾患のある方への理解と配慮をお願いするためのマークです。



【障害者雇用支援マーク】
障がいのある方の在宅就業や障害者雇用の支援に取り組む事業者であることを示すマークです。



【ヘルプマーク】
外見ではわかりにくくても援助や配慮を必要としている方が身につけ、周囲へ支援をお願いするためのマークです。

障害者週間

名称	期日	内容
発達障害啓発週間	毎年 4月2日～ 4月 8日	発達障がいについての理解を深め、支援や配慮の大切さを広く周知するための週間です。
障害者雇用支援月間	毎年 9月1日～ 9月30日	障がいのある方の雇用促進と職業的自立への理解を深めるための月間です。
障害者週間	毎年12月3日～12月 9日	障がいのある方への理解と関心を深め、共生社会の実現を目指すための週間です。
人権週間	毎年12月4日～12月10日	基本的人権の尊重と人権意識の向上を目的として実施される週間です。

市役所・連絡所のご案内

名称	問合せ先
福井市役所 障がい福祉課 (別館1階)	〒910-8511 福井市大手3-10-1 TEL 0776-20-5435 FAX 0776-20-5407
美山連絡所	〒910-2392 福井市美山町7-1 TEL 0776-90-1111 FAX 0776-90-1070
越廼連絡所	〒910-3552 福井市菜崎町1-68 TEL 0776-89-2111 FAX 0776-89-2249
清水連絡所	〒910-3622 福井市風巻町28-8-1 TEL 0776-98-2001 FAX 0776-98-8820

もくじ

1 相談窓口

1

- (1) 地区障がい相談支援事業所…………… 1
- (2) 基幹相談支援センター・
発達障がい相談支援事業所…………… 1
- (3) 障害者相談員・福祉団体障がい者
等相談・成年後見制度相談…………… 2
- (4) その他の相談機関…………… 2

2 手帳

5

- 共通事項…………… 5
- (1) 身体障害者手帳…………… 5
- (2) 療育手帳…………… 6
- (3) 精神障害者保健福祉手帳…………… 7

3 医療費の助成

8

- (1) 重度障がい者（児）医療費等の助成… 8
- (2) 後期高齢者医療制度の加入
について…………… 9
- (3) 自立支援医療について…………… 9
 - ①更生医療の給付
 - ②育成医療の給付
 - ③精神通院医療の給付
- (4) 高額療養費…………… 11
- (5) その他の医療費の助成…………… 12

4 手当・年金

13

- (1) 重症心身障害児（者）福祉手当…………… 13
- (2) 障害児福祉手当（20歳未満）…………… 13
- (3) 特別障害者手当（20歳以上）…………… 14
- (4) 特別児童扶養手当…………… 14
- (5) 経過措置福祉手当…………… 15
- (6) 児童扶養手当…………… 15
- (7) 障害年金（障害基礎年金・
障害厚生年金・障害共済年金）…………… 16
- (8) 特別障害給付金制度…………… 16
- (9) 障害者扶養共済制度…………… 17

5 補装具等

18

- (1) 補装具の交付・修理…………… 18
- (2) 日常生活用具の給付…………… 19
- (3) 車椅子の貸出…………… 22
- (4) 介護保険…………… 22

6 住宅

23

- (1) 重度身体障がい者住宅改造事業補助… 23
- (2) 住宅改修費給付事業(日常生活用具給付事業
の「居宅生活動作補助用具」のこと)…………… 23

7 移動に関する支援

24

- (1) タクシー利用助成事業…………… 24
- (2) 交通機関の割引…………… 24
- (3) 駐車禁止除外指定…………… 25
- (4) ハートフル専用パーキング…………… 26
- (5) 有料道路通行料金の割引…………… 27
- (6) 自動車改造費の助成…………… 28

8 障がい福祉サービス 29

- (1) サービス利用の流れ……………29
- (2) サービスを利用したときにかかる費用……………30
- (3) サービスの種類……………30
 - ①訪問系サービス
 - ②日中活動系サービス
 - ③居住系サービス
 - ④宿泊するサービス
 - ⑤相談支援のサービス
 - ⑥障がい児通所支援
 - ⑦障がい児入所施設
 - ⑧地域活動支援センター一覧

9 仕事 33

- (1) 参加支援事業……………33
- (2) 公共職業安定所（ハローワーク）…33
- (3) 福井障害者職業センター……………34
- (4) 福井障害者就業・生活支援センター（ふっとわーく）……………35

10 日常生活支援 36

- (1) 手話通訳者等派遣……………36
- (2) 要約筆記者等派遣……………36
- (3) 雪おろし・雪かき事業……………36
- (4) ボランティアセンター……………37
- (6) 盲導犬無償貸与……………37
- (7) 緊急通報装置のレンタル・携帯電話短縮ボタン登録……………37
- (8) 生活福祉資金貸付……………38

11 税金 39

- (1) 自動車税・軽自動車税の減免……………39
- (2) 所得税と住民税の控除……………40
- (3) 相続税の控除……………41
- (4) 贈与税の非課税……………41
- (5) 税関係その他……………41
 - ・利子等の非課税（マル優・特別マル優）
 - ・福祉定期預金
 - ・医療費控除
 - ・給付金の非課税・掛金の控除
 - ・消費税の非課税

12 公共料金 43

- (1) NHK 放送受信料の減免……………43
- (2) 福井ケーブルテレビ受信料の減免…43
- (3) 公共料金その他……………44
 - ・郵便料金の割引
 - ・官製はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）
 - ・電話リレーサービス
 - ・ヨメテル
 - ・40歳代の胃がん検診

13 教養・文化 45

- (1) 福祉団体への加入……………45
- (2) スポーツ……………45
- (3) 文化活動……………45
- (4) 市内文化施設の入場料等の免除…46
- (5) 選挙……………46
- (6) 教養・文化その他……………46
 - ・声の市政だより・市議会だより
 - ・視覚障がい者の閲覧室
 - ・点字図書館
 - ・おもちゃ図書館

14 防災 47

- (1) 防災に役立つ制度……………47
- (2) 緊急事態が発生したら……………48

15 関係機関一覧 49

障がい者福祉施策一覧

○印の等級はおおむね該当しますが、内容によって年齢・所得・等級（程度）等に制限があります。

区分		医療			手当					補装具等					
障がいの 区分 程度	制度	医療費等の助成	更生医療の給付	精神通院医療の給付	重症心身障害児（者）福祉手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	経過措置福祉手当	補装具の交付・修理	日常生活用具の給付	車椅子の貸出			
		8	9	10	13	13	14	14	15	18	19	22			
身体障害者手帳	視覚	1	○	福井県総合福祉相談所で判定	福井県精神保健福祉センターで判定	△	△	△	△		○	○	○		
		2	○			△	△	△	△		○	○	○		
		3	△							△		○	○	○	
		4										○	○	○	
		5										○	○	○	
		6										○	○	○	
	聴覚または平衡機能	2	○					△	△	△	△		○	○	○
		3	△								△		○	○	○
		4											○	○	○
		5											○	○	○
		6											○	○	○
													○	○	○
	音声言語	3	△								△			○	○
		4												○	○
														○	○
														○	○
	上肢下肢不自由	1	○					△	△	△	△		○	○	○
		2	○					△	△	△	△		○	○	○
		3	△								△		○	○	○
		4									△		○	○	○
5										○	○	○			
6										○	○	○			
内部	1	○			△	△	△	△			○	○			
	2	○			△	△	△	△			○	○			
	3	△						△			○	○			
	4										○	○			
療育手帳	A1	○			△	△	△	△			○	○			
	A2	○			△			△			○	○			
	B1	△			△			△				○			
	B2	△			△			△				○			
精神障害者保健福祉手帳	1	△													
	2	△													
	3														
備考 (制限あり等)		△所得制限等は通院のみ			△所得制限等	△常時介護所得制限等	△常時介護所得制限等	△所得制限等		給付に条件あり	給付に条件あり				

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

区分		住宅		交通				障がい福祉サービス	支援	
障がいの 区分 程度	制度	重度 身体障 がい者 住宅改 造事業 補助	住宅 改修費 給付事 業	タク シー 利用助 成事業	交 通機 関の割 引	有 料道 路通 行料 金の割 引	自 動車 改 造費 の助 成		地 域 ぐる み雪 おろ し支 援	
	ページ		23	23	24	24, 25	27	28	29	36
身体障 害者手 帳	視 覚	1	△		○	○	○	介 護 給 付・ 訓 練 等 給 付 は サ ー ビ ス 支 給 の 流 れ に そ つ て 決 定	ひ と り 暮 ら し で 屋 根 の 雪 お ろ し が 困 難 な 方	
		2	△		○	○	○			
		3				○	○			
		4				○	△			
		5				○	△			
		6				○	△			
	平 聴 覚 機 能 は	2				○	○			
		3				○	○			
		4				○	△			
		5				○	△			
	言 音 語 声	3				○	○			
		4				○	△			
	上 肢 下 肢 不 自 由 体 幹	1	△	△	○	○	○			△
		2	△	△	○	○	△			△
		3		△		○	△			△
		4				○	△			
		5				○	△			
		6				○	△			
	内 部	1			○	○	○			
		2				○	○			
3					○	○				
4					○	△				
療 育 手 帳	A1			○	○	○				
	A2			○	○	○				
	B1				○					
	B2				○					
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1			○	△					
	2			○	△					
	3				△					
備 考 (制 限 あ り 等)		△ 所 得 制 限	△ 所 得 制 限	助 成 に 条 件 あ り	△ 一 部 交 通 機 関 で 割 引 可 能	△ 本 人 運 転 等	△ 所 得 制 限 等		住 民 税 非 課 税 世 帯	

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

区分		税金					公共料金			
障がいの 区分 程度	制度	軽自動車税・ 自動車税の減免	所得税と住民税の控除	相続税の控除	贈与税の非課税	利子等の非課税	給付金の非課税・ 掛金の控除	NHK放送 受信料の減免	福井CATV 受信料の減免	
		ページ	39	40	41	41	41	42	43	43
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	○	○	障害児・特別障害者・特別児童扶養手当受給者・ 心身障害児者扶養共済制度加入者等 証明に条件あり		△	
		2	○	○	○	○			△	
		3	○	○	○				△	
		4	○	○	○					
		5		○	○					
		6		○	○					
	聴覚または 平衡機能	2	○	○	○	○				△
		3	○	○	○					△
		4		○	○					
		5		○	○					
		6		○	○					
		音声	3	○	○	○				
	上肢不自由 下肢不自由 体幹	1	○	○	○	○				△
		2	○	○	○	○				△
		3	△	○	○					
		4	△	○	○					
		5	△	○	○					
		6	△	○	○					
	内部	1	○	○	○	○				△
		2	○	○	○	○				△
		3	○	○	○					
		4		○	○					
	療育手帳	A1	○	○	○	○				
		A2	○	○	○	○				
B1			○	○						
B2			○	○						
精神障害者 保健福祉手 帳	1	△	○	○	○					
	2		○	○						
	3		○	○						
備考 (制限あり等)		△本人運転等						△世帯主		

詳しくは各窓口にお問い合わせください。

1 相談窓口

(1) 地区障がい相談支援事業所

身体・知的・精神の障がいに関わらず、障がいに関する基本的な相談に対応しており、お住まいの地区を担当する身近な相談窓口として市内に4カ所あります。また、訪問相談も行っています。

営業日・営業時間・利用料

営業日	営業時間	利用料
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15	無料

事業所一覧

事業所名	住所・電話番号・メールアドレス	担当地域
ほくとう	福井市新保町 16-3-2 クローバーハウス内 TEL 0776-43-1229 FAX 0776-57-0900 MAIL hokuto@koushifukushikai.org	春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山
ほくせい	福井市燈豊町 43-9-3 九頭竜ワークショップ七瀬の郷内 TEL 080-8998-0033 FAX 0776-83-0153 MAIL hokusei@kuzuryuworkshop.com	鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新
なんとう	福井市下六条町 217-4 (福)六条厚生会本館1階 TEL 0776-41-2334 FAX 0776-41-4160 MAIL nantou@rokujoyokoseikai.jp	豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津
なんせい	福井市有楽町 3-4 松坂ビル1階102 TEL 0776-50-6572 FAX 0776-50-6573 MAIL nansei@konomiti9100018.com	足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水東・西・南・北・越廼

(2) 基幹相談支援センター・発達障がい相談支援事業所

営業日・営業時間・利用料

営業日	営業時間	利用料
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15	無料

事業所一覧

事業名	業務内容	住所・電話番号・メールアドレス
福井市障がい者 基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談や地域での課題解決に取り組んでいる福井市の中核的な相談支援機関。「障がい者虐待防止センター」として、障がい者の虐待に関する連絡や相談にも対応。	福井市有楽町 3-4 松坂ビル1階101 TEL 0776-50-3823 FAX 0776-50-3824 虐待通報専用ダイヤル:0776-50-3853 (※24時間対応) MAIL kikan@konomiti9100018.com
発達障がい 相談支援事業所	こどもから大人までの発達障がいに関する専門の相談窓口	福井市志比口 2-11-13 ハーツ志比口 2階 TEL 0776-97-5731 FAX 0776-97-5732 MAIL itaku@harumo.or.jp

(3) 障害者相談員・福祉団体障がい者等相談・成年後見制度相談

障害者相談員

事業名	内容	問合せ先
障害者相談員	身体障がい、知的障がいの各種相談に応じ、必要な支援を行うとともに障がい者の地域活動の推進役となり、障がい者福祉についての啓発活動にあたります。	【相談員一覧は別紙参照】 障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

福祉団体障がい者等相談

団体名	対象	内容	問合せ先
福井市身体障害者福祉連合会	肢体・聴覚・視覚・内部障がい	同じ障がいのある方に相談できる場を設けています。それぞれの障がいに合わせた相談を、当事者同士で気軽にすることができます。(事前に電話で申し込んでください)。	福井市身体障害者福祉連合会 TEL/FAX 20-6007 毎週月～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00
JDD ネット福井	発達障がい		JDD ネット福井 随時相談受付 TEL 050-6860-6750
羽二重ねっと	視覚障がい		羽二重ねっと相談支援窓口 (福井県立盲学校内 事務局) TEL 54-5280 MAIL mail@habutae-net.jp

成年後見制度相談

事業名	内容	問合せ先
成年後見制度利用支援	成年後見制度とは、知的障がい、精神障がいなどの理由により自分で判断することが難しい方の財産管理や契約手続きを行う際の意思決定について支援し、本人の権利を守るための制度です。	福井家庭裁判所 TEL 22-5000 障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

(4) その他の相談機関

相談機関名	相談内容	問合せ先
ことばの教室	ことばや発達が気になりな児童についての、相談や指導を無料で行います。 【対象者】小学校入学前までの児童 【日時】月～木曜日 9時～17時 第1・2・3土曜日・・・9時～12時 ※完全予約制 【場所】フェニックス・プラザ2階 【利用方法】通っている保育園、こども園、幼稚園、こども家庭センターへご相談ください。	こども家庭センター TEL 20-5337
福井市保健所	・精神科医師による相談(予約制) 【相談日】毎月1回(木曜日)午後2時～午後5時 ・臨床心理士による相談(予約制) 【相談日】毎月1回(水曜日)午後1時～午後5時 ※相談日が異なる月があるためお問合せください。	福井市保健所 地域保健課保健支援係 (福井市西木田2-8-8) TEL 33-5185 FAX 33-5473

相談機関	相談内容	問合せ先
福井県障がい福祉・精神保健相談所 (ホッとサポートふくい)	○障がい者支援課 ・身体・知的障がいに関する相談 ○精神保健福祉課(ホッとサポートふくい) ・家族、仕事、学校、心身の不調等こころの相談 ・依存症(アルコール、ギャンブル等)に関する相談 【相談日】 月曜日～金曜日、9時～17時 (祝日、年末年始を除く) ※電話相談および来所のご予約は 0776-58-3710 <u>相談専用</u> にお願ひします。	福井県障がい福祉・精神保健相談所 (福井市四ツ井2-8-1) ○障がい者支援課 [身体・知的] TEL 84-8232 ○精神保健福祉課[精神] TEL 84-8233 FAX 58-3719(共通)
スクラム福井 (福井県 発達障がい児者支援センター)	発達障がい(広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等)のある方とその家族が安定して地域で生活できるように支援します。 相談支援、療育支援、就労支援、普及啓発、研修等の事業を行います。 【対象者】 県内に住む発達障がいのある方と家族、および関係機関等 【相談日】 月曜日～金曜日、9時～17時 (祝日、年末年始を除く)	スクラム福井(福井県発達障がい児者支援センター) (福井市光陽2-3-36 福井県光陽分庁舎内) TEL 22-0370 FAX 22-0371
民生委員・児童委員 (主任児童委員)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、高齢者世帯などへの見守り活動や福祉サービスの情報提供、社会福祉協議会の事業への協力等を行うことで、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。	福祉政策課地域福祉係 TEL20-5786 FAX20-5708
のびろこども 発達支援センター	障がいのあるお子さんに、日常生活に必要な基本的な動作や行動ができるよう、理学療法士や保育士が訪問し、かつ医療スタッフと連携を図りながら支援します。	福井市三郎丸 4-201 TEL87-0606(代表) FAX87-0600
フレンズあすわ 発達支援センター	障がいの有無にかかわらず、こどもの成長に伴うさまざまな課題やライフイベントについて、本人や保護者に寄り添いながら、進学、進級や成人期への移行まで専門職が継続して支援します。	福井市大和田 1-1607 TEL53-3330 FAX53-3332

相談機関	相談内容	問合せ先
市民サービス推進課	<p>専門の相談員がご相談に応じます。</p> <p>1. 心配ごと相談 2. 人権悩みごと相談 3. 行政相談 4. 行政書士相談 5. 社会保険労務士相談 6. 成年後見・終活相談</p> <p>※相談内容ごとに相談日時が異なりますので、あらかじめ市民サービス推進課にお問合せください。</p>	<p>市民サービス推進課 TEL20-5303 FAX20-5753</p>
福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	<p>福祉サービスの利用や、日常の金銭管理に不安がある高齢者や障がいのある方を援助します。お気軽にご相談ください。</p> <p>【内 容】…福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預りサービス等相談料は無料ですが、サービスを受ける場合、利用料が必要です。</p> <p>【相談日】月曜日～金曜日、8時30分～17時15分</p>	<p>福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター （福井市日之出4-3-12） 福井市社会福祉協議会 （日之出事務所内） TEL22-0225 FAX27-5852</p>
障害者110番	<p>人権問題での悩み、生活での悩み、福祉サービスについて、仕事での悩み、結婚・離婚での悩み、財産や相続について、障がいのある方が安心して生活できるよう、さまざまな相談に応じます。なお、必要に応じ弁護士等の専門家を紹介しています。</p> <p>【相談日】月曜日～金曜日、9時～17時</p>	<p>（一社）福井県身体障害者福祉連合会 （福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター1階） TEL29-1100 FAX25-0267</p>
福井県難病支援センター	<p>難病患者の方とその家族が、地域の中で少しでも充実した生活が送れますよう、次の活動を行っています。</p> <p>【内 容】…療養相談、就労相談、定例相談、難病研修会、患者・家族交流会、情報提供、患者会支援、コミュニケーション機器紹介、重症難病患者在宅療養支援</p>	<p>福井市四ツ井2-8-1 福井県立病院 本館 3階 TEL/FAX52-1135</p>
法テラス福井	<p>借金等法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介、民事法律扶助、犯罪被害者支援等を行っています。</p> <p>【相談日】月曜日～金曜日、9時～17時 （祝日、年末年始を除く）</p>	<p>法テラス福井 （日本司法支援センター） 福井市宝永4-3-1 さくらNビル2F TEL050-3383-5475</p>
消費者相談窓口	<p>悪質商法による被害、商品・サービスの苦情などに対する消費生活相談、消費生活上必要な知識や情報を市民に提供しています。</p>	<p>福井市消費者センター 福井市田原1-13-6 フェニックスプラザ1階 電話 (0776)20-5588 FAX (0776)20-5081</p>

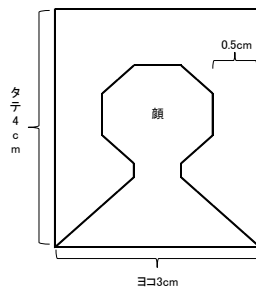
2 手帳

共通事項

写真について

写真の顔の右側に0.5cm程度の余白ができるように撮影してください。

- ・縦4cm×横3cm
- ・上半身のもの
- ・カラー、白黒どちらでも可
- ・ポラロイド・家庭用プリンター不可



ミライロ ID について

デジタル障害者手帳のスマートフォン用アプリ手帳の代わりに提示して割引などのサービスを受けることができます。



利用できる施設には上記マークが掲示されています。

個人番号確認の方法

【本人が申請する場合】原本の提示（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）

【代理人が申請する場合】本人の個人番号確認書類（上記参照）、代理権の確認書類

※（戸籍謄本等、委任状、本人の保険証、障がい者手帳、個人番号カード等の原本）

同世帯家族が申請する場合は不要です。

来庁される方の身元確認の方法

【本人・代理人が申請する場合】

・官公庁が発行した顔写真付きの証明書 **1点**

（個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、障がい者手帳、在留カード、官公署から発行された書類など）

・写真なしの官公庁が発行した証明書等 **2点**

（資格者証、介護保険の被保険者証、年金手帳、官公署から発行された書類など）

（1）身体障害者手帳

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

身体に永続的な障がいがあり、「身体障害者障害程度等級表」に該当すると認められる方（「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号）

【障がい程度】1級（重度）～6級（軽度）

（重複障がいの場合、各障がい区分の障がい程度を勘案し認定）

【障がい区分】視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能障がい、肝臓

【申請時期】治療等から一定期間経過後の安定した時期（障がい固定した時期）

※障がい種別により時期が異なります。

必要なもの

手続き	申請・届出に必要なもの
新規申請	写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、ポロロイド・家庭用プリンター不可) 身体障害者手帳交付等申請(届出)書 身体障害者診断書・意見書(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師) 個人番号カードまたは通知カード
氏名・住所等の変更(市内転居)	手帳
手帳の紛失、破損 (顔写真の変更含む)	写真1枚、手帳(紛失以外)
障がい程度の変更、障がい追加	手帳、写真1枚、診断書
障がいの完治、死亡	手帳(手帳は返還)
転出	転出先の市町村で転入手続きが必要です。

(2) 療育手帳

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障がい児(者)と判定された方

【障がい程度】A1(最重度)、A1(重度)、A2(重度、合併障がい)、B1(中度)
B2(軽度)

【判定機関】18歳未満：福井県児童・女性相談所 TEL 35-1581
18歳以上：福井県障がい福祉・精神保健相談所 TEL 84-8232
(「医療費の助成」の判定も併せて行ないます。)

必要なもの

手続き	申請・届出に必要なもの
新規申請	写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、ポロロイド・家庭用プリンター不可) 療育手帳交付申請書 知的障がい者(児)相談記録表 個人番号カードまたは通知カード ※新規申請の場合は、他にも必要書類があるため、お問合せください。
氏名・住所等の変更(市内転居)	手帳
手帳の紛失、破損 (顔写真の変更含む)	写真1枚、手帳(紛失以外)
障がい程度の変更	手帳、写真1枚
障がいの完治、死亡	手帳(手帳は返還)
転出	転出先の市町村で転入手続きが必要です。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活および社会生活への制約がある方

【障がい程度】 1級（重度）～3級（軽度）

【申請時期】 初診日から6か月以上経過している方が対象となります。

必要なもの

手続き	申請・届出に必要なもの
新規申請	写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、ポラロイド・家庭用プリンター不可） 申請書 印鑑（自署の場合は不要） 個人番号カードまたは通知カード ①診断書 ②精神障害年金関係書 （年金証書、直近の年金振込み通知書、同意書） ③特別障害給付金関係書類 （資格証、直近の国庫金振込通知書、同意書）
氏名・住所等の変更（市内転居）	手帳
手帳の紛失、破損 （顔写真の変更含む）	写真1枚
障がい程度の変更	手帳、写真1枚
障がいの完治、死亡	手帳（手帳は返還）
転出	転出先の市町村で転入手続きが必要です。

※①～③のいずれかが必要です。

3 医療費の助成

(1) 重度障がい者(児)医療費等の助成

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

重度障がい者(児)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療全般を対象に自己負担額(高額療養費(P11参照)等の健康保険から支給される分を除く。)を助成します。高校3年生(18歳に到達する年度末)までの子どもについては、窓口での医療費の支払いが無料です。なお、精神障がい者については通院医療のみが対象となります。

- 【対象者】身体障がい者＝身体障害者手帳の1級～3級(3級は所得制限あり)
 知的障がい者＝療育手帳のA、Bの一部(Bは所得制限あり)
 精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳の1・2級かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(所得制限あり)

【助成開始】申請月の翌月1日から助成対象となります。

【受給者証】申請月の月末に、受給者あてに「重度障害者医療費等受給者証」を郵送します。(受給者証の裏面の注意事項をよくお読みください)。

【資格更新】毎年7月末に所得等を見直し、受給資格更新を行います。

- 【助成手続】1. 県内＝「重度障害者医療費等受給者証」を各医療機関等に提示
 2. 県外＝「重度障害者(児)医療費等助成申請書」、領収書を市障がい福祉課に提出
 3. 加療装具＝「重度障害者(児)医療費等助成申請書」、領収書、装具装着証明書写を市障がい福祉課に提出
 ※診療日の翌月から1年を経過したものは、助成の対象外となります。

【対象外】生活保護を受けている方等

必要なもの

※申請には、自署又は記名押印が必要です。

手続き	申請・届出に必要なもの
新規申請	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④自立支援医療受給者証(精神通院) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } ※①～④のいずれ かが必要です。 </div> 保険情報がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせマイナ保険証等) 預金通帳 個人番号カードまたは通知カード
氏名・住所・障がい程度の変更	手帳、受給者証
受給者証の紛失、破損	受給者証
加入医療保険・振込口座の変更	受給者証、保険情報の分かるもの、預金通帳
受給者の死亡	受給者証、相続人の預金通帳
転出・治癒・生活保護開始	受給者証、保護決定通知書等

(2) 後期高齢者医療制度の加入について

問合せ先

保険年金課 TEL 20-5383 FAX 20-5747

内容

下記の手帳をもつ65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます（選択制）。それ以外の方は、75歳から後期高齢者医療制度の対象となります。

- 【対象者】身体障がい者＝1～3級
下肢4級の1・3・4号、音声・言語・そしゃく4級
知的障がい者＝A1・A2
精神障がい者＝1・2級
障害年金受給者＝1・2級

(3) 自立支援医療について

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

心身の障がいを軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します（原則として1割が自己負担となります）。いずれも事前申請が必要です。また、世帯所得に応じて1ヵ月あたりの上限額が決められています。世帯の範囲は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

①更生医療

【対象者】18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる方のうち、福井県障がい福祉・精神保健相談所の判定により、必要と認められた方

申請・届出に必要なもの

1. 身体障害者手帳
2. 自立支援医療内容意見書
3. 心電図（心臓手術の場合）
4. 加入医療保険の情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証）
5. 特定疾病療養受療証の情報がわかるもの（人工透析の場合）
6. 各種年金証書とその振込額がわかるもの
7. 印鑑（自署の場合は不要）
8. 個人番号カードまたは通知カード

※加入医療保険や特定疾病療養受療証の情報をマイナ保険証で確認する場合は、マイナポータルの利用登録と4ケタの暗証番号が必要です。

②育成医療

【対象者】保護者が福井市に住所を有する18歳未満の児童で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる方

【申請方法】更生医療と同じ

※身体障害者手帳の有無は問いません。

※加入医療保険の情報は、本人と被保険者のものがが必要です。

更生医療・育成医療の対象(例)

視覚	角膜移植術、水晶体摘出術、虹彩切除術、網膜剥離術
聴覚	形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳
言語	形成術、薬物、暗示療法による治療
肢体	理学、作業療法、関節授動術、関節形成術、人工関節置換術、切断端形成術
心臓	心房、心室中隔欠損閉鎖による手術、弁置換術、 ^h -スーマー埋め込み術および電池交換術
腎臓	人工透析療法、抗免疫療法、腎移植術
小腸	中心静脈栄養法
免疫	抗HIV療法、免疫調整療法等
肝臓	肝臓移植術、抗免疫療法

③精神通院医療

【対象者】精神疾患で通院している方

【有効期間】1年（有効期間終了3ヵ月前から更新申請可能です。）

申請・届出に必要なもの

1. 申請書
2. 診断書（精神通院医療用、新規以降は2年に1度の提出）
3. 加入医療保険の情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証）
※加入医療保険の情報をマイナ保険証で確認する場合は、マイナポータルの利用登録と4ケタの暗証番号が必要です。
4. 世帯の所得等を確認する書類
 - ・年金証書（老齢年金を除く）と年金振込み通知書または通帳（市民税非課税世帯の方のみ）
 - ・市民税の課税状況がわかる資料（市民税課税証明書など。転入されてこられた方のみ）
5. 同意書
6. 印鑑（自署の場合は不要）
7. 個人番号カードまたは通知カード
8. 更新の場合は、現在使用中の自立支援受給者証（精神通院）

(4) 高額療養費

問合せ先

保険年金課 TEL20-5383 FAX20-5747
福井県後期高齢者医療広域連合 TEL54-6330 FAX52-5720
全国健康保険協会福井支部 TEL27-8300 FAX27-8306 等、加入している医療保険者

高額療養費

同じ月内に医療費の自己負担額が限度額を超えた場合や、同じ世帯内で同じ月内に負担が複数生じ合算して限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分があとから払い戻されます。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付

医療機関に認定証を提示することで、窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までになったり、入院時の食事代が減額されたりします。認定証の交付を受けるには、加入している医療保険に申請します。

（マイナンバーカードを保険証として使用する場合には、認定証の役割も果たします。）

高額療養費資金の貸付

入院などにより高額な自己負担があり、その支払いに困っている方に、高額療養費の範囲内で資金を貸付する制度です。

特定疾病に係る高額療養費の特例

【対象疾患】人工透析が必要な慢性腎不全

先天性血液凝固8因子障がいまたは先天性血液凝固9因子障がい

血液凝固因子製剤の投与に起因する後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣の定めるものに限る）

(5) その他の医療費の助成

手当名	内 容	問合せ先
特定医療費(指定難病)の医助成	良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上の観点から、長期療養による経済的な負担軽減を図るため、対象となる指定難病と診断され、厚生労働大臣が認める重症度分類等の認定基準を満たしている方の、医療費の自己負担分の一部を助成します。	福井市保健所 地域保健課保健支援係 TEL33-5185 FAX33-5473
小児慢性特定疾病の助成	健全育成の観点から、患者家庭の経済的な負担軽減を図るため、対象となる小児慢性特定疾病と診断され、厚生労働大臣が認める疾病の程度である児童等について、医療費の自己負担分の一部を助成します。	福井市保健所 地域保健課保健支援係 TEL33-5185 FAX33-5473
産科医療補償制度	お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。	公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター TEL0120-330-637 受付時間:9時~17時 (土日祝日・年末年始を除く)
ひとり親家庭等医療費等の助成	児童の父又は母が政令で定める程度の障がいのある状態であると認められた場合、父又は母及び児童の医療費の保険診療分を助成します。 対象者・受給要件の事前確認が必要です。お問い合わせください。	こども政策課 TEL20-5412 FAX20-5735

4 手当・年金

(1) 重症心身障害児(者)福祉手当

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

- 【対象者】身体障がい者＝身体障害者手帳の2級以上
知的障がい者＝療育手帳のAおよびBの一部（相談所の判定による）
※福祉施設に入所していないこと（老人保健施設を除く）
※障害年金等（労災を含む）、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していないこと
※前年の所得（1～6月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること

【支給額】月額 3,000円（申請月の翌月から）

【支給方法】3月、9月に口座振込（月末）

【現況報告】毎年6～7月頃に現況届を提出していただきます。

申請・届出に必要なもの

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 身体障害者手帳または療育手帳 | 2. 印鑑、預金通帳 |
| 3. 各種年金証書 | 4. 個人番号カードまたは通知カード |

(2) 障害児福祉手当(20歳未満)

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

- 【対象者】精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とすると認定された20歳未満の方

※福祉施設に入所していないこと

※前年の所得（1～6月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること

【支給額】月額 16,560円（令和8年度）※月額は毎年改定されます

【支給方法】2月、5月、8月、11月に口座振込（10日）

【現況報告】毎年8月頃に現況届を提出していただきます。

申請・届出に必要なもの

1. 障害児福祉手当認定請求書
2. 障害児福祉手当認定診断書（障害者手帳の内容により省略できる場合があります）
3. お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
4. 障害児福祉手当所得状況届
5. 本人名義の通帳
6. 個人番号カードまたは通知カード

※20歳に到達されますと、障害基礎年金が支給される場合があります。障害基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要ですので、詳しくは保険年金課（20-5476）にご相談ください。

(3) 特別障害者手当(20歳以上)

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

【対象者】精神または身体の重複する重度障がいや、単一の重度障がいであって日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とすると認定された20歳以上の方

※福祉施設に入所していないこと

※病院または老人保健施設等に3ヵ月を超えて継続入院または入所していないこと

※前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々年の所得)が所得制限額以内であること

【支給額】月額 30,450円(令和8年度) ※月額は毎年改定されます

【支給方法】2月、5月、8月、11月に口座振込(10日)

【現況報告】毎年8月頃に現況届を提出していただきます。

申請・届出に必要なもの

1. 特別障害者手当認定請求書
2. 特別障害者手当認定診断書(障害者手帳の内容により省略できる場合があります)
3. お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
4. 特別障害者手当所得状況届
5. 本人名義の通帳、印鑑
6. 各種年金証書とその振込額のわかるもの
7. 個人番号カードまたは通知カード

(4) 特別児童扶養手当

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

【対象者】精神または身体に中程度以上の障がいがあると認定された児童(20歳未満)を監護する父または母もしくは父母にかわって児童を養育している方(県認定)

※福祉施設に入所していないこと

※前年の所得(1~6月中に申請されたものについては前々年の所得)が所得制限額以内であること

【支給額】月額 1級 58,450円
2級 38,930円 (令和8年度) ※月額は毎年改定されます

※1級・2級は手帳の級とは関係ありません。

【支給方法】4月、8月、11月に口座振込(11日)

【現況報告】毎年8月頃に所得状況届を提出していただきます。

申請・届出に必要なもの

1. 特別児童扶養手当認定請求書
2. 特別児童扶養手当認定診断書(障害者手帳の内容により省略できる場合があります)
3. お持ちの方は、身体障害者手帳または療育手帳
4. 特別児童扶養手当振込先口座申出書
5. 保護者名義の通帳、印鑑
6. 個人番号カードまたは通知カード

※20歳に到達されますと、障害基礎年金が支給される場合があります。障害基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要ですので、詳しくは保険年金課(20-5476)にご相談ください。

(5) 経過措置福祉手当

問合せ先

障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

内容

【対象者】20歳以上で、昭和61年3月31日まで福祉手当を受給していた方のうち、昭和61年4月1日以降に障害基礎年金、特別障害者手当等を受給できない方(新たな申請はできません)

※福祉施設に入所していないこと

※前年の所得が所得制限額以内であること

【支給額】月額 16,560円(令和8年度) ※月額は毎年改定されます

【支給方法】2月、5月、8月、11月に口座振込(10日)

【現況報告】毎年8月頃に現況届を提出していただきます。

【転入者】身体障害者手帳または療育手帳、預金通帳、受給していたことがわかる書類、個人番号カードまたは通知カード

(6) 児童扶養手当

問合せ先

こども政策課 TEL20-5412 FAX20-5735

内容

児童の父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあると認められた場合、父又は母に手当が支給されます。

対象者・受給要件の事前確認が必要ですのでお問合せください。

(7) 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

問合せ先

- 【障害基礎年金について】 保険年金課 TEL 20-5476 FAX 20-5747
- 【障害厚生年金について】 (初診日において厚生年金に加入していた場合)
福井年金事務所 TEL 23-4518 (音声案内後①→②)
FAX 27-0133 (音声案内後①→②)
- 【障害共済年金について】 (初診日において共済年金に加入していた場合)
各共済組合へお問い合わせください。

内容

年金に加入している人が、ケガや病気で障がいが残ったとき、障害年金が支給されることがあります。

【対象者】 障害基礎年金の場合 (次の要件をすべて満たしていること)

- ①初診日において、国民年金の被保険者であることまたは20歳前や60歳以上65歳未満 (何の年金にも加入していない期間) で、日本国内に住所を有していること
- ②初診日から1年6ヵ月を経過した日 (障害認定日) において、一定程度の障がいの状態にあること (初診日が20歳前にある場合で、初診日から1年6ヵ月経過した日が20歳前の場合、20歳到達日が障害認定日となります)
- ③初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間 (免除期間含む) があることなど

【その他】 障害年金は、障害認定日から請求することができます。

障害年金を請求するためには初診日を確定する必要があります。初診時の診断書 (写) や通院記録等が参考資料となることがありますので、保存しておいてください。

(8) 特別障害給付金制度

問合せ先

- 福井年金事務所 TEL 23-4518 (音声案内後①→②) FAX 27-0133
- 保険年金課 TEL 20-5476 FAX 20-5747

内容

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

【対象者】 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者

③上記1、2のいずれかに該当し、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し請求された方に限る。

【その他】 障害年金を受給することが出来る方は対象になりません。

受付は市役所でもできますが、審査、認定、支給事務は日本年金機構が行います。

(9) 障害者扶養共済制度

問合せ先

福井県障がい福祉課 TEL 20-0338 FAX 20-0639
申請窓口…福井市障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

5 補装具等

(1) 補装具の交付・修理

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付（借受け・修理）します。

【対象者】身体障がい者、難病患者等＝下表の障がい区分の方

【申請方法】事前申請が必要です。必ず購入・修理する前にご相談ください。

【自己負担】1割（所得により負担上限額が異なります）

【交付制限】

1. 介護保険優先（原則として）
2. 施設入所中（施設に備付けの補装具を使用してください）
3. 病院入院中（病院に備付けの補装具を使用してください）
入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請することができます。
4. 所得制限があり、補助を受けられない場合があります。

【特記事項】

1. 申請には個人番号カードまたは通知カードが必要です。
2. 意見書や判定が必要な場合があります。
3. 交付した補装具には耐用年数があります。
4. 耐用年数内での再交付には「修理不可能証明書」が必要です。

障がい区分	補装具		耐用年数	介護保険優先	
視覚	視覚障害者安全つえ	普通用・携帯用・身体支持併用	2～5		
	義眼		2		
	眼鏡	矯正・遮光・弱視、コンタクトレンズ	2～4		
聴覚	補聴器	高度難聴・重度難聴・耳あな型・骨導式	5		
	人工内耳用音声信号処理装置修理		-		
肢体・言語	重度障害者用	文字等走査入力方式・生体現象方式	5		
	意志伝達装置				
肢体	義肢	殻・骨格構造	1～5		
	装具	下肢・靴型・体幹・上肢	1～3		
	姿勢保持装置	生活用・車載用	3		
	車椅子	モジュラー式・オーダーメイド式		6	○
		レディメイド式			
	電動車椅子	標準形・簡易形	6	○	
	歩行器	四輪型・三輪型・二輪型・交互型・固定型	5	○	
歩行補助つえ	松葉づえ・プラットホーム杖・		2～4	○	
	多点杖・カナディアン・ロフストランド				
18歳未満のみ	起立保持具		3		
	排便補助具		2		

(2) 日常生活用具の給付

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

在宅の重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。

【対象者】身体障がい者、知的障がい者、難病患者等

(用具によって、対象となる方が決まっています。詳しくは、下表を参照)

複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

在宅で生活している小児慢性特定疾患の患者にも、日常生活用具の給付があります。

【申請方法】事前申請が必要です。必ず購入する前にご相談ください。

【自己負担】1割(所得により負担上限額が異なります。)

【給付制限】1. 介護保険優先

2. 施設入所中

3. 病院入院中(入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請することができます。)

4. 所得制限があり、補助を受けられない場合があります。

【特記事項】給付した日常生活用具には耐用年数があります。

障がい区分	用具	程度	備考	年齢	耐用年数	介護保険優先
視覚	点字器				5~7	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1,2級		学齢児以上	6	
	視覚障がい者用時計	1,2級	触読式、音声式	18歳以上	10	
	点字タイプライター	1,2級	就労(就学)している者(見込みの者)		5	
	視覚障がい者用体温計(音声)	1,2級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	学齢児以上	5	
	点字図書		情報の入手を点字によっている方			
	視覚障がい者用体重計	1,2級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	5	
	拡大読書器			学齢児以上	8	
	歩行時間延長信号器用小型送信機	1,2級		学齢児以上	10	
	活字文書読上げ装置	1,2級		学齢児以上	6	
	音声血圧計	1,2級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	5	
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	1,2級		学齢児以上	6	
視覚	電磁調理器	1,2級	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	6	
知的		A	知的障がい者のみの世帯			
視覚聴覚	点字ディスプレイ		視覚2級以上	18歳以上	6	
視覚肢体	情報通信支援用具	1,2級	上肢又は視覚		5	

障がい区分	用 具	程 度	備 考	年 齢	耐用年数	介護保険優先
聴 覚	屋内信号装置	1,2級	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	10	
	聴覚障がい者用通信装置		聴覚障がい者又は発声・言語に著しい障がいを有するもの	学齢児以上	5	
	文字放送デコーダー		聴覚障がい者		6	
	人工内耳用電池※		人工内耳装用者(児)			
肢体言語	携帯用会話補助装置		音声言語又は肢体不自由	学齢児以上	5	
	人工喉頭 ※	3級	咽頭摘出者		5	
平衡 肢体	移動・移乗支援用具		平衡、下肢、体幹	3歳以上	8	○
	T字状・棒状の杖				3	
肢 体	便器	1,2級	下肢又は体幹	学齢児以上	8	○
	特殊寝台	1,2級	下肢又は体幹	18歳以上	8	○
	特殊尿器	1級	下肢又は体幹	18歳以上	5	○
	入浴担架	1,2級	下肢又は体幹	3歳以上	5	○
	体位変換器	1,2級	下肢又は体幹	学齢児以上	5	○
	入浴補助用具		下肢又は体幹	3歳以上	8	○
	移動用リフト	1,2級	下肢又は体幹	3歳以上	4	○
	訓練ベッド	1,2級	下肢又は体幹	学齢児以上 18歳未満	8	
	訓練イス	1,2級	下肢又は体幹	3歳以上 18歳未満	5	
肢体知的	特殊便器	1,2級	上肢	学齢児以上	8	
		A		学齢児以上		
	特殊マット	1級	下肢又は体幹	18歳以上	5	○
		1,2級	下肢又は体幹	3歳以上 18歳未満	5	
	A		3歳以上	5		
じん臓	透析液加温器	3級以上	CAPDによる透析療法	3歳以上	5	
呼吸器	ネブライザー	3級以上	呼吸器又は肢体3級以上又は同等のもの		5	
	電気式たん吸引器	3級以上	呼吸器又は肢体3級以上又は同等のもの		5	
	酸素ボンベ運搬車		医療保険における住宅酸素療法を行うもの	18歳以上	10	
身体的	火災報知器	1,2級	障がい者のみの世帯及び準ずる世帯		8	
		A	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	自動消火器	1,2級	障がい者のみの世帯及び準ずる世帯		8	
		A	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
知的	頭部保護帽 ※	A	頻繁に転倒する者		3	
精神			頻繁に転倒する者			
平衡 肢体			平衡・下肢・体幹			

障がい区分	用 具	程 度	備 考	年 齢	耐用年数	介護保険優先
ぼうこう直腸	ストマ用装具 ※		消化器系・尿路系			
紙おむつの支給※	対象は先天性疾患に起因する高度の排便・排尿機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、ストマを装着することが困難な方(3歳以上)					
収尿器の支給※	対象は高度の排尿機能障がい者					
難病	特殊寝台				8	○
	特殊マット		寝たきりの状態にある者		5	○
	体位変換器				5	○
	特殊尿器		自力で排尿できない者		5	○
	移動用リフト		下肢または体幹機能に障がいがある者		4	○
	訓練用ベッド				8	
	入浴補助用具		入浴に介助を要する者		8	○
	便器		常時介護を要する者		8	○
	移動・移乗支援用具		下肢が不自由な者		8	○
	特殊便器		上肢機能に障がいがある者		8	
	自動消火器		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		8	
	ネブライザー		呼吸器機能に障がいのある者		5	
	電気式たん吸引器				5	
呼吸器・難病等	動脈血中酸素飽和度測定器		人工呼吸器の装着が必要な者		5	
医療的ケアが必要な者	正弦波インバーター発電機		生命・身体機能の維持に必要な医療機器のうち、電源を必要とする医療機器を使用する医療的ケアが必要な者		5	
	ポータブル電源(蓄電池)				5	
	DC/ACインバーター(カーインバーター)				5	
	外部バッテリー(人工呼吸器用)				5	
	外部バッテリー(その他機器用)				5	

※施設入所中、病院入院中の方でも対象となります。

(3) 車椅子の貸出

問合せ先

福井市社会福祉協議会 TEL 26-1853 FAX 26-9109

福井県社会福祉協議会 TEL 24-2339 FAX 24-8941

内容

車椅子の利用を希望する方へ、必要に応じて車椅子を貸し出します。

【申請方法】 窓口で申請（福井市社会福祉協議会）

【自己負担】 無料

【貸出期間】 1ヵ月以内（福井市社会福祉協議会）、2週間以内（福井県社会福祉協議会）

【貸出制限】 数に限りがありますので、電話予約してください。原則、一時利用に限ります。

(4) 介護保険

問合せ先

介護保険課 TEL 20-5715 FAX 20-5766

内容

40歳以上で、要介護・要支援の認定を受けた方は、介護給付、予防給付が受けられます。
(ただし、40歳から64歳までの認定は、次の16疾病によります)

【特定疾病】

- ①末期がん※1 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 (ALS) ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 (パーキンソン病関連疾患)
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 (MSA)
- ⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症 (ASO) ⑮慢性閉塞性肺疾患 (COPD)
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったものに限りします。

なお、障がい者施策と介護保険制度で共通する在宅介護サービスについては、原則として介護保険から給付を受けることになります。

6 住宅

(1) 重度身体障がい者住宅改造事業補助

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。(段差解消、手すりの取付、洋式便器等への取替、扉の取替等)

【対象者】身体障がい者(視覚・上肢・下肢・体幹・移動の2級以上)

※複数の障がいをお持ちの方は、助成の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

(例) 上肢3級、下肢3級で2級の身体障害者手帳をお持ちの方 等

【助成限度額】80万円(改造費の8割を助成)

※ただし、下記「住宅改修費給付事業」の対象者及び介護保険制度の要介護、要支援の認定を受けた方は60万円

【助成制限】1. 当該住宅につき1回限り

2. 所得制限あり

3. 入院または施設入居者は対象外

入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請することができます。

4. 新築または増築は対象外

※必ず工事着手前にご申請ください。(着手後の申請は対象外)

※介護保険対象の方は介護保険優先

申請・届出に必要なもの

1. 身体障害者手帳

2. 改造費見積書

3. 改造前(現状の)住宅写真

4. 個人番号カードまたは通知カード

5. 世帯全員の所得証明書(転入された方のみ)

(2) 住宅改修費給付事業(日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具」のこと)

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

【対象者】身体障がい者＝下肢、体幹、移動の3級以上

難病患者等＝下肢または体幹に障がいがあるもの

※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

【内容】段差解消、手すりの取付、洋式便所等への取替、扉の取替等の修繕の工事

【助成限度額】20万円(1割自己負担)※所得により上限額が異なります。

【申請に必要なもの・助成制限】重度身体障がい者住宅改造事業と同じ

7 移動に関する支援

(1) タクシー利用助成事業

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

在宅の重度身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者がタクシーを利用する場合、初乗基本料金を助成する乗車券を交付します。

【対象者】身体障がい者＝1級、下肢・体幹・視覚の障がいを含む2級

知的障がい者＝A1、A2

精神障がい者＝1級、2級

※自動車の運転ができない方

※病院・施設に入院・入所していない方

【助成内容】初乗基本料金を助成する乗車券を月3枚の割合で交付します。

※タクシー乗車1回につき、乗車券1枚のみ利用可能です。

※身体障害者手帳、療育手帳提示による10%割引と併用できます。

【申請方法】身体障害者手帳又は療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳

※紛失・破損や使い切った場合でも年度内に再交付はできません。

※毎年2月頃に現況届をご提出いただくことで、3月下旬に新年度の「福井市タクシー利用助成券」を交付します。

【有効期間】毎年4月1日～翌年3月31日

※なお、上記の助成対象にならない方や辞退により申請されなかった方で、後に状況が変わり助成対象となった場合や辞退後あとで交付を希望する方は、新たに申請してください。

(2) 交通機関の割引

交通機関	内容
JR	(普通・回数乗車券・急行券) 50%割引 第1種＝障がい者及び介護者(単独乗車の場合は第2種扱い) 第2種＝障がい者(片道100km以上乗車する場合に限る) ※回数乗車券・急行券については、第1種障がい者が介護者と共に乗車する場合に割引になります。 ※特急・グリーン車・寝台車乗車券は割引対象外です。
鉄道(えちぜん鉄道 福井鉄道、ハピラインふくい)	・単独乗車 普通乗車券、回数乗車券を50%割引 ・本人が介護者と共に乗車 第1種＝普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券を50%割引 ※定期乗車券について介護者同乗の場合のみ販売(えちぜん鉄道、福井鉄道) 第2種＝定期乗車券を50%割引 ※12歳未満本人と介護者に限る(えちぜん鉄道、ハピラインふくい)

交通機関	内 容
路線バス(京福バス 福井鉄道、大和交通)	・単独乗車 普通運賃を50%割引、定期券を30%割引 ・本人が介護者と共に乗車 普通運賃、回数券50%割引、定期券30%割引
タクシー (会社により異なる)	10%割引 ※ただし、精神障がいの方は割引対象外
航空運賃	10%割引 ※ただし、航空会社により異なる
フェリー	50%割引 ※ただし、船会社により異なる

事業者により、取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各事業者にお問い合わせください。

【申請方法】身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を切符購入時に提示してください。また、乗車・乗船・搭乗時には必ず手帳を携帯してください。

えちぜん鉄道(お客様相談室)	TEL0120-840-508	FAX0776-52-8855
福井鉄道電車(鉄道部)	TEL0778-21-0706	FAX0778-21-0704
ハピラインふくい	TEL0776-20-0294	FAX0776-20-2303
福井鉄道バス(自動車部)	TEL0778-21-0702	FAX0778-21-0704
京福バス(経営推進室)	TEL0776-57-7700	FAX0776-57-7702
大和交通	TEL0770-56-3333	FAX0770-56-1061

(3) 駐車禁止除外指定

問合せ先

福井警察署	TEL 5 2 - 0 1 1 0	FAX 5 2 - 0 1 1 1
福井県警察本部	TEL 2 2 - 2 8 8 0	
福井南警察署	TEL 3 4 - 0 1 1 0	FAX 3 4 - 4 0 9 1

内容

身体障がい者等が現に使用中の車両については、公安委員会の駐車禁止の規制の対象から除外されます。その適用を受けるためには、あらかじめ除外標章の交付を受ける必要があります。詳しくは、住所地を管轄する警察署又は福井県警察本部交通規制課にお問い合わせください。

(4) ハートフル専用パーキング

問合せ先

福井県障がい福祉課 TEL 20-0338 FAX 20-0639

福井健康福祉センター TEL 36-2857

オンライン利用申請受付サイト

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/LinkGate.harp>



内容

公共施設やショッピングセンター等の身体障がい者用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の「ハートフル専用パーキング利用証」を交付し、利用できる方を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保するものです。

【対象者】身体・知的・精神障がい、高齢、難病により歩行が困難な方
一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊婦の方）等

【利用できる駐車場】県と協定を結んだ施設の身体障がい者等用駐車場で利用できます。

(5) 有料道路通行料金の割引

問合せ先

NEXCO中日本お客様センター TEL0120-922-229

障がい福祉課

TEL20-5435 FAX20-5407

オンライン利用申請受付サイト (ETC 利用申請者に限ります)

<https://www.expressway-discount.jp>



内容

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用している障がいのある方に料金の割引をすることにより、障がいのある方の自立と社会経済活動への参加を支援します。

【対象者】第1種の身体障がい者：障がい者又は介護者が運転する場合

第2種の身体障がい者：障がい者が運転する場合

第1種の知的障がい者：介護者が運転する場合

【割引】50%割引

【申請方法】事前登録※車両を登録する場合は、申請から利用開始まで3週間程度かかります。

【有効期限】登録申請後の2回目の誕生日まで

※手帳に有効期限がある場合は、手帳の有効期限とどちらか短いものまで

【更新手続】有効期限の2ヵ月前から、更新の手続きができます。

【変更手続】登録内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

【制限】ETCノンストップ走行ができるのは、車両登録をした1台のみで個人名義のものに限ります。

【注意】有料道路を利用する際は、必ず障害者手帳を携行してください。登録した車両以外で障がい者割引をご利用される場合、料金所では手帳提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※を通行してください。

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

項目		申請・届出に必要なもの
車両を登録する場合	ETC を利用しない場合	身体障害者手帳または療育手帳 運転免許証(障がい者本人が運転する場合) 原本の車検証(支払済の場合、所有者名は個人名義に限る) 自動車検査証記録事項(車検証に所有者名が記載されていない場合) 契約書(長期リース、割賦払いの場合)
	ETC を利用する場合	上記のものに加え ETCカード:20歳以上-障がい者本人名義 20歳未満-親権者または後見人名義 ETC車載器セットアップ申込書・証明書 (後日郵便でETC利用可能な日の通知が届きます)
車両を登録しない場合		身体障害者手帳または療育手帳 運転免許証(障がい者本人が運転する場合)

(6) 自動車改造費の助成

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

重度身体障がい者が自動車を利用する場合、改造に必要な経費の一部を助成します。必ず事前申請が必要です。

【助成額】最高額 8万円

- 【助成制限】
1. 前年の所得（1～6月中に申請されたものについては前々年の所得）が所得制限額以内であること
 2. 福祉車両の購入、軽微な改造や容易に取り外し可能な装備の取り付けは対象外
 3. 過去5年以内に助成を受けた方、すでに改造済の自動車を所有している方は対象外

1. 本人が運転する場合

【対象者】身体障がい者＝上肢・下肢・体幹・移動の2級以上

（ただし、駆動装置については下肢3級も可）

※複数障がいをお持ちの方はご相談ください。

【対象車両】自らが所有し、運転する自動車（自家用の普通自動車）

申請・届出に必要なもの

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 身体障害者手帳 | 2 運転免許証 | 3 改造費見積書 |
| 4 改造前の写真※1 | 5 車検証※2 | |
| 6 自動車検査証記録事項（車検証に有効期間の満了する日が記載されていない場合） | | |

2. 介護者が運転する場合

【対象者】身体障がい者＝下肢・体幹・移動2級以上（車いすを移動時使用）

【対象車両】対象者が所有する自動車（自家用の普通自動車）

（18歳未満の場合、生計同一者所有でも可）

申請・届出に必要なもの

- | | | |
|---|------------|----------|
| 1 身体障害者手帳 | 2 車いす使用証明書 | 3 改造費見積書 |
| 4 改造前の写真※1 | 5 車検証※2 | |
| 6 自動車検査証記録事項（車検証に有効期間の満了する日が記載されていない場合） | | |

※1 改造前の写真は、新車を購入する場合は、既製品の写真でも可

※2 車検証が申請時に無い場合は、後日の提出でも可

8 障がい福祉サービス

問合せ先

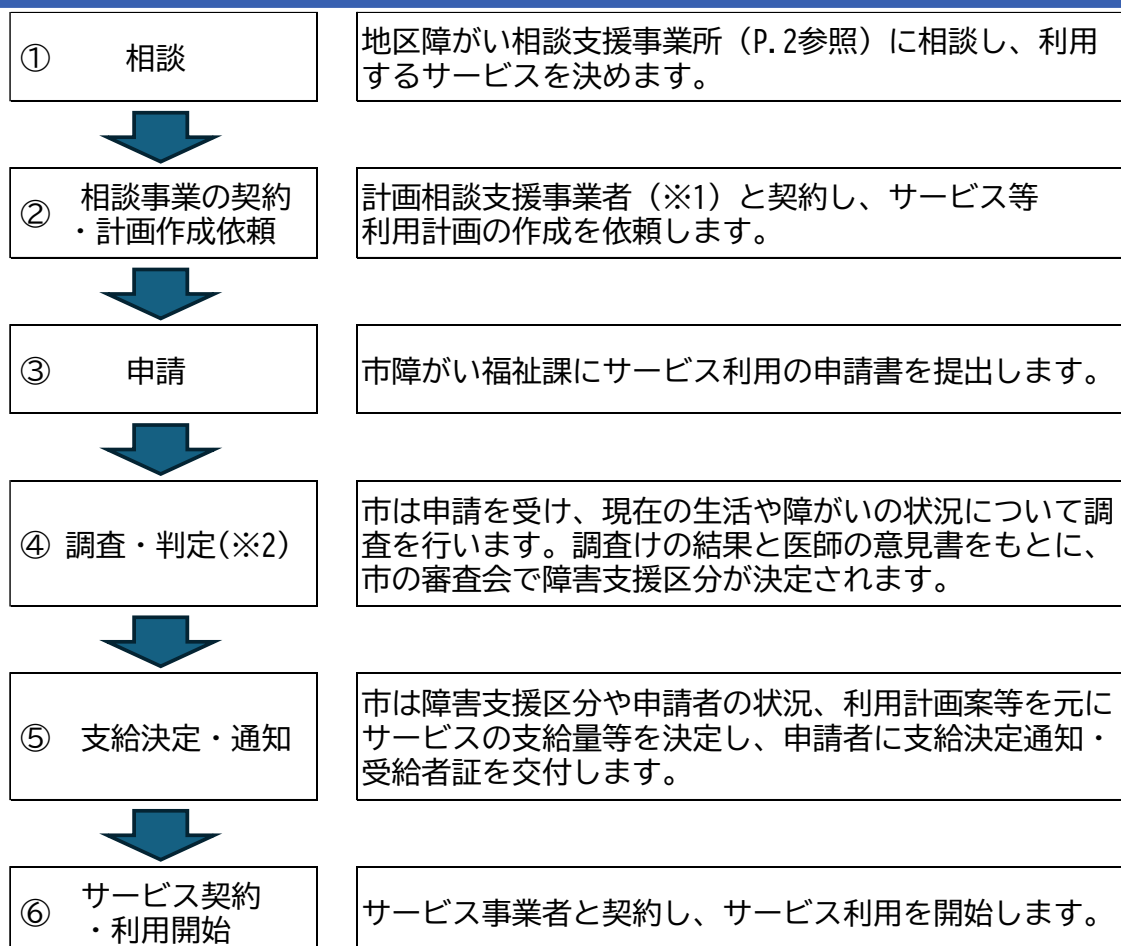
障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

障害福祉サービスとは？

障がいのある方が地域の中で自立した生活を送るために必要な支援やサービスを提供する制度です。日常生活に必要な介護・支援を行う「介護給付」や、自立した生活に必要な知識や技術を身につけるための訓練を行う「訓練等給付」、地域で安心して暮らすための「地域相談支援給付」のほか、市が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。

- 【対象者】
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - (2) 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
 - (3) 障害者総合支援法で規定されている指定難病と診断されている方
→医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、登録者証（指定難病）、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等があれば、利用できます。
 - (4) 上記以外の方でも、精神障がい（発達障がいを含む）があると判断できる診断書、児童の場合は支援の必要があると判断できる意見書等があれば、利用できます。

(1) サービス利用の流れ



- (※1) 計画相談支援事業者とは、「指定特定相談支援事業所」および「指定障害児相談支援事業所」を運営する事業者のことで、利用者の方の相談支援をはじめ、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。
- (※2) 調査・判定の必要のないサービスもあります。また、児童については調査・判定の必要はありません。

(2) サービスを利用したときにかかる費用

サービスの自己負担額は、原則として利用料の1割です。ただし、所得に応じて負担額の上限が決められています。市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は利用料が無料です。なお、障害児通所支援には一部軽減措置があります。また、計画相談支援事業者を利用した場合の自己負担はありません。

(3) サービスの種類

★マークのあるサービスは、児童が利用できるサービスです

①訪問系サービス(在宅で訪問を受けて利用するサービス)

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護 ★	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅での介護や外出時の移動補助など総合的な支援を行います。
	同行援護 ★	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時の移動の支援を行います。
	行動援護 ★	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、外出時の移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援 ★	介護の必要性が非常に高い方に、複数のサービスを包括的にを行います。
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしの方を定期的に訪問し、自立した生活を営むための支援を行います。
地域生活支援事業	移動支援 ★	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。
	訪問入浴 ★	重度の障がいがある方の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

②日中活動系サービス(施設に入所し、昼間の活動を支援するサービス)

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	療養介護	医療と常に介護が必要な方に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

訓練等給付	自立訓練		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援		一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 A型		一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な訓練を行います。(雇成型)
	就労継続支援 B型		一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な訓練を行います。(非雇成型)
	就労定着支援		一般企業への就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	就労選択支援		本人の希望や能力・適性等にあった就労先や働き方が選択できるよう支援を行います。
地域生活 支援事業	地域活動支援 センター(※)	★	創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援します。
	日中一時支援	★	障がいのある方を一時的に預かり、見守り等の支援を行います。

(※) 地域活動支援センターの一覧については、P33をご覧ください。

③居宅系サービス(施設等に入所して利用するサービス)

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間・休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。 なお、重度化・高齢化により日中活動サービスの利用が困難な方に、昼夜を通じて支援を行う「日中サービス支援型」のグループホームもあります。

④宿泊するサービス

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	短期入所	★ 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で夜間を含めた介護を行います。

⑤相談支援のサービス

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
地域相談 支援給付	地域移行支援	施設や精神科病院に入所・入院している方に対し、地域生活に移行するための相談支援などを行います。
	地域定着支援	地域で一人暮らしをしている方などに対し、緊急の事態などに対応する情報の連絡体制などを確保します。

⑥障がい児通所支援(児童が通所等で利用するサービス)

サービスの名称	サービスの内容
児童発達支援 ★	就学前の障がいのある児童に、通所により必要な療育支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援 ★	重度の障がいなどで、外出することが著しく困難な就学前の児童に対し、自宅を訪問して必要な療育支援を行います。
保育所等 訪問支援 ★	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
放課後等 デイサービス ★	就学している支援が必要な児童に対し、放課後や長期休暇中に、生活能力向上の訓練や社会との交流促進のための支援を行います。

⑦障がい児入所施設(児童が施設に入所して利用するサービス)

問合せ先

福井県児童・女性相談所 TEL 35-1581 FAX 35-1582

サービスの名称	サービスの内容
障害児入所支援(※) ★	障がいのある児童に対し、施設に入所しながら、保護、日常生活における基本的な動作及び生活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。

(※) 障害児入所支援については、県が行うサービスです。サービスの利用の流れも他のサービスとは異なりますので、詳しくは上記までお問い合わせください。

支援が必要な児童のためのハンドブックについて

詳細情報



支援が必要な児童やその家族、福祉や教育に関係する方々が直面する様々な問題に対応するためにハンドブックを作成しました。(福井市障がい者自立支援協議会 こども部作成)

[支援が必要な児童のためのハンドブック 福井市ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)

詳細は福井市ホームページをご覧ください。



(4) 地域活動支援センター一覧

障がいのある方を対象に、創作活動や余暇活動、相談・交流を通して地域における安心できる居場所の提供と社会参加を支援する施設です。

事業所名	住所及び電話番号	開設時間	主な対象者	主な活動
地域活動支援センター わいわい	光陽 2-17-25 23-3344	月～金 (土日も月1回 開設) 9:00～17:00	身体障がい	・白杖歩行訓練 ・外出体験 など
地域活動支援センター プラザあけぼの	河水町 5-1-1 52-5575	月・火・木～土曜日 9:00～17:00	知的障がい	・作業体験 ・入浴支援 など
地域活動支援センター ちかつ・やわらぎ	下六条町 217-4 六条厚生会 1階 43-3577	月、火、木～土曜日 10:00～18:00	精神障がい	・作業体験 ・接客体験 など
地域活動支援センター ラルゴ	志比口 2-11-13 97-5747	月～金 9:00～17:00 1・3・4 土曜 10:00～ 16:00	発達障がい (ひきこも り)	・日常生活の スキル向上 ・就労支援 など

9 仕事

(1) 参加支援事業

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

障がい福祉課の雇用調整員が、障がいのある方の一般企業への就労に向けた支援や、就職後の定着支援等を行っています。

支援メニュー	内容
就職に関する相談	一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談に応じます。
就労希望者と企業とのマッチング	就労希望者の特性や希望に合った企業を紹介し、就労希望者と企業との連絡調整を行うなど、一般就労に向けた支援を行います。
就労体験	企業での短期の就労を体験していただき、就労の適正を知る機会を提供しています。また、一般就労についての意欲を高めるため、会社見学会を開催しています。
定着支援	一般企業への就労が実現した場合、就労後の職場を定期的に訪問し相談に応じるなど、雇用の継続に向けた支援を行います。

(2) 公共職業安定所(ハローワーク)

問合せ先

福井公共職業安定所 TEL 52-8155
(福井市開発1-121-1)

内容

障がいのある方の就職活動を支援するため、障がいについて専門的な知識をもつ職員・相談員を配置し、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりするなど、きめ細かい支援体制を整えています。

障がいのある方のための求人のほか、一般の求人に応募することもできます。また、個別にその方にあった求人の提出を事業主に依頼したり、採用面接に同行したりすることも行っています。さらに、障がいのある方を対象とした就職面接会を開催しています。

(3) 福井障害者職業センター

問合せ先

福井障害者職業センター TEL 25-3685 FAX 25-3694
(福井市光陽2-3-32)

内容

障がいのある方や事業主の方に対し、公共職業安定所や関係機関との連携の下、就職や復職のための相談から職場定着に向けたフォローアップまでの一連の支援を行っています。

支援メニュー	内容
職業相談	就職や復職、職場定着に関する相談
職業評価	職業能力等を評価し、職場に適応するために必要な支援内容等について相談を行い、個別の支援計画を策定します
職業準備支援	個別にカリキュラムや受講期間を設定し、就職や職場定着に向けて準備を整える支援をします。(就労経験の少ない方、就労上の課題改善を図りたい方など) ・模擬的就労場面での作業支援(センター内での作業) ・職業準備講習(職業に関する知識の習得)等
職場復帰支援	精神的な疾患により休職している方、及びその方の復帰を考えている事業主に対して、円滑な職場復帰に向けた支援を行います。 ①職場復帰のコーディネート 休職者、事業主、主治医との相談等を通じて、職場復帰についての3者の意思や意見を確認し、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意形成を図ります。 ②リワーク支援 体調等を確認しながら作業支援やストレス軽減等を図るための支援を行い、職場復帰のためのウォーミングアップを行います。
ジョブコーチ支援	障がいのある方が職場に適応できるよう、ご本人・事業主等の要請に基づき、職場にジョブコーチを派遣し、障がい特性に応じたきめ細やかな人的支援を行います。

(4) 福井障害者就業・生活支援センター(ふっとわーく)

問合せ先

ふっとわーく障害者就業・生活支援センター TEL 97-5361 FAX97-5362
(福井市三郎丸4-303)

内容

一般企業で働くこと・働き続けることやそれに伴う日常生活上の支援を希望される障がいのある方に対して、自立した職業生活の実現に向け、地域の公共職業安定所や障害者職業センターをはじめとした関係機関と連携し、就業面・生活面双方のサポートを行います。

支援メニュー	内容
就業面の支援	<p>①就業に関する全般的な相談 ご本人さんが感じている就労についての悩みや困り感についてお伺いし、ふっとわーくとしてどのようなサポートが出来るのかのご提案や、働き方についての情報提供などを行わせていただきます。</p> <p>②就業の準備に関する支援 これから就労を目指していくにあたって、希望条件の整理や、ご自身の得意不得意の整理などを一緒に行っていきます。</p> <p>③就職活動の支援 ハローワークへの同行、企業見学への同行、体験・実習時の訪問・相談対応、面接同行など、必要に応じて就職活動に伴走し助言等のサポートを行います。</p> <p>④就職後の職場定着に関する支援 就職後も安定して勤務の継続が行えるよう、職場への定期訪問や電話連絡での相談をお受けし、困り感の解決に向けてサポートを行います。</p> <p>⑤事業主に対する障害特性を踏まえた雇用管理に対する助言等 雇用を行う事業主に対して、特性等を踏まえた対応の助言等、障害者雇用を進めていく上での、事業主への相談対応も行っています。</p>
生活面の支援	<p>①日常生活上の自己管理に関する支援 住まいのこと・お金のこと等、就労継続を行うために必要な日常生活面の安定に向けて、生活の困り感についてもご相談をお伺いし、助言等のサポートを行います。</p> <p>②日常生活上活用できる制度の紹介等の支援 ご本人さんの生活の困り感に対して活用できる福祉サービス等の制度の紹介や、適切な支援機関へとおつなぎすることをサポートしていきます。</p>

10 日常生活支援

(1)手話通訳者等派遣

問合せ先

障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407
緊急時の休日・夜間の問合せ先…(代) (福井市役所時間外窓口) TEL20-5111

内容

病院や公的機関等へ行くときや市が主催する行事に参加するとき、手話通訳士、手話通訳者または手話奉仕員を派遣します。

【対象者】聴覚、音声、言語機能障がい者

(2)要約筆記者等派遣

問合せ先

障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407

内容

病院や公的機関等へ行くときや市が主催する行事に参加するとき、会話の内容を要約し、文字として伝える要約筆記者または要約筆記奉仕員を派遣します。

【対象者】聴覚障がい者

(3)雪おろし・雪かき事業

事業名	内容	問合せ先
地域ぐるみ雪おろし支援	自力で屋根の雪下ろしが困難な方に対して、雪下ろし費用の補助を行います。 【対象者】ひとり暮らし等の高齢者世帯や身体障がい者世帯等で、市民税非課税または均等割のみ課税世帯で、親族等から雪下ろしの支援が受けられず、自力で雪下ろしができない方 ※生活保護世帯は除く 【申請方法】事前に担当民生委員・児童委員を通して登録が必要	要支援者雪下ろし支援センター (地域包括ケア推進課内) TEL20-5690/FAX20-5426
雪かきボランティアセンター	福井市内在住の身体障がいのある方の世帯で、市民税が非課税で、同居または近隣に親族・親戚等がなく、自力での雪かきが困難な方に対し、ボランティアを調整します。 ただし、世帯の状況によっては、他の制度(「地域ぐるみ雪下ろし支援事業」や業者等)を優先的に利用していただく場合があります。	福井市社会福祉協議会 ボランティアセンター (福井市社会福祉協議会内) TEL22-0022/FAX26-9109

(4) ボランティアセンター

問合せ先

福井市総合ボランティアセンター 市民協働・ボランティア推進課（ハピリン4階）
TEL 20-5107 FAX 20-5168

福井市社会福祉協議会ボランティアセンター
福井市社会福祉協議会地域福祉課内（フェニックスプラザ1階）
TEL 22-0022 FAX 26-9109

内容

ボランティアコーディネーターが「ボランティアがしたい人」と「ボランティアを求めている人」との橋渡しや、ボランティアに関するいろいろな相談に応じています。
ボランティア募集情報やボランティア団体情報の提供を行うほか、ボランティア活動につなげるための各種講座等も開催しています。
窓口相談の他、ボランティア総合情報サイト「福井市ボランティアネット」による情報提供もおこなっています。

(6) 盲導犬無償貸与

問合せ先

村井勇松基金事務局 TEL 22-0626 または、080-3743-1949

内容

盲導犬の無償貸与を行っています。

(7) 緊急通報装置のレンタル・携帯電話短縮ボタン登録

問合せ先

地域包括ケア推進課 TEL 20-5400 FAX 20-5426

内容

病気の急変など、在宅で緊急事態が生じた時に、緊急通報装置または携帯電話の短縮ボタンを押すことで、センターに通報が入り、必要に応じた対応受けることができます。

【対象者】身体障害者手帳1・2級の方のみの世帯で、緊急時の対応に不安がある方

【利用料】無料（通話料は自己負担）

(8)生活福祉資金貸付

問合せ先

福井市社会福祉協議会（日之出事務所内） TEL 50-7789 FAX 27-5852
福井県社会福祉協議会 TEL 24-2339 FAX 24-8941

内容

所得の少ない世帯、障がいのある方や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立のため、資金を貸付ける制度です。

【対象者】低所得世帯（所得制限あり）

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ世帯）

高齢者世帯（65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯・所得制限あり）

貸付の種類	内容
総合支援資金	生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
福祉資金	福祉費（生業費、技能習得費、住宅改修費、療養介護費、災害援助費等）、緊急小口資金
教育支援資金	教育支援費、就学支度費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

11 税金

(1) 自動車税・軽自動車税の減免

問合せ先

市民税課 TEL 20-5306 FAX 20-5748 (軽自動車税)
 福井県税事務所 TEL 21-8274 FAX 21-8260 (自動車税)

内容

障がいのある方が日常生活で不可欠な自動車について、自動車税・軽自動車税の減免制度があります。

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転	生計同一者 (常時介護者)運転
視覚障がい	1級～4級	左に同じ
聴覚障がい	2級および3級	左に同じ
平衡機能障がい	3級	左に同じ
音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級	左に同じ
上肢不自由	1級および2級	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障がい	1級および3級	左に同じ
じん臓機能障がい	1級および3級	左に同じ
呼吸器機能障がい	1級および3級	左に同じ
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級および3級	左に同じ
小腸機能障がい	1級および3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	左に同じ
肝臓機能障がい	1級～3級	左に同じ
知的障がい者	A	左に同じ
精神障がい者	1級かつ自立支援医療受給者	左に同じ

【自動車】障がい者1人につき1台に限ります。

【車名義】身体障がい者＝本人名義（18歳未満の方は生計同一者名義でも可）

知的障がい者＝本人名義（同一生計者名義でも可）

精神障がい者＝本人名義（同一生計者名義でも可）

戦傷病者＝本人名義

【車種】自家用

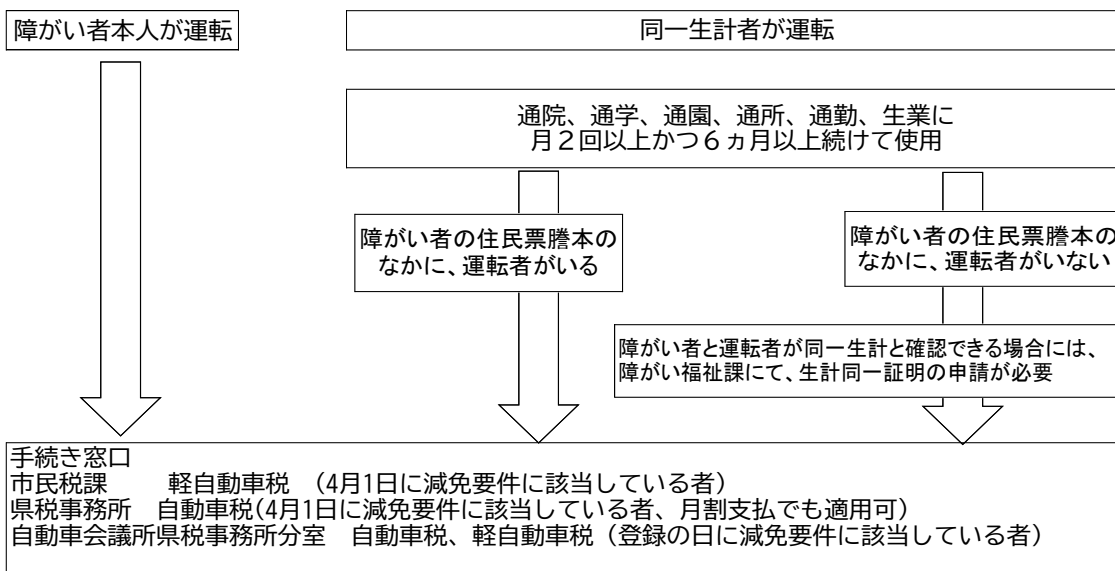
【減免額】全額

【申請方法】 事前申請が必要な場合があります。(下記参照)

【必要書類】 減免については、手帳の取得時期や車の購入時期等により申請期間や適用年度が異なる場合がありますので、事前に手続き窓口を確認してください。

【申請期間】 軽自動車税は2月1日から5月末まで

【注 意】 毎年申請手続きが必要です。



(2) 所得税と住民税の控除

問合せ先

福井税務署 (所得税：確定申告) TEL 23-2690

市民税課 (住民税：市・県民税申告) TEL 20-5306 FAX 20-5748

内容

納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族のうちに障がい者（特別障がい者）がいるとき、所得税、住民税の障害者控除が受けられます。

【手続き】 1. 給与所得者は年末調整で控除できます。（「給与所得者の扶養控除等申告書」に記入して事業者（給与支払者）に提出する）

2. 確定申告書又は、市・県民税（住民税）申告書を提出して控除できます。

【税法上の障がい者と特別障がい者】

区分	対象
特別障がい者	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1級
障がい者	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B1、B2 精神障害者保健福祉手帳 2～3級

※市の介護保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることもできます。

(3)相続税の控除

問合せ先

福井税務署 TEL 23 - 2690

内容

相続人が85歳未満の障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。詳細は、上記までお問い合わせください。

【対象者】特別障がい者、障がい者

(4)贈与税の非課税

問合せ先

福井税務署 TEL 23 - 2690

内容

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

詳細は、上記までお問い合わせください。

※特定障害者とは、特別障害者及び障がい者のうち精神に障がいのある方をいいます。

(5)税関係その他

項目	内容	問合せ先
利子等の非課税 (マル優・特別マル優)	障がい者等に該当する人の少額預金・郵便貯金・少額公債の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。	福井税務署 TEL23-2690 または各金融機関・郵便局
福祉定期預金	障害年金等を受給している方を対象とした定期預金で、預金利率が一般の定期利率に上乘せされます。	各金融機関
医療費控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができます。	福井税務署 TEL23-2690 市民税課 TEL20-5306

<p>給付金の非課税・掛金の控除</p>	<p>福祉等の法律に基づく、次のような給付金については非課税です。また「心身障害児(者)扶養共済制度」に加入している方については、掛金も所得税や市・県民税の控除対象になります。</p> <p>給付金…1. 特別児童扶養手当 2. 特別障害者手当 3. 障害児福祉手当 4. 経過的福祉手当 5. 児童扶養手当 6. 児童手当 7. 障害基礎年金 8. 障害厚生年金 9. 心身障害者(児)扶養共済制度に基づく年金・弔慰金</p>	<p>福井税務署 TEL23-2690 市民税課 TEL20-5306</p>
<p>消費税の非課税</p>	<p>補装具・日常生活用具・自動車の改造などの、身体障がい者用物品の購入や修理に係る消費税が一部非課税となる場合があります。詳しくは、購入店にてご確認ください。</p>	<p>購入店</p>

12 公共料金

(1) NHK放送受信料の減免

問合せ先

NHK福井放送局 TEL 28-8850 FAX 28-8862

内容

【対象者】

項目	条件
全額免除	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村税非課税・知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村税非課税・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村税非課税
半額免除	<ul style="list-style-type: none">・視覚、聴覚障がい者により、身体障害者手帳をお持ちの方が契約者で世帯主であること・身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級または2級）の方が契約者で世帯主であること・重度（A1またはA2）の知的障がい者と判定された方が契約者で世帯主であること・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が契約者で世帯主であること

【申請方法】身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑を持参のうえ、障がい福祉課までご来庁ください。なお、書類の提出先は、NHKとなります。詳細についてはNHKホームページをご覧ください。

(2) 福井ケーブルテレビ受信料の減免

問合せ先

福井ケーブルテレビ TEL 0120-05-5710 FAX 53-7733

内容

【対象者】身体障がい者＝ア．視覚・聴覚3級以上の方が契約者で世帯主
イ．障がい等級が重度（1または2級）の方が契約者で世帯主

【減免額】1,430円（デジタルスタンダード・デジタルライト料金）

【申請方法】身体障害者手帳、住民票抄本（世帯主記載のもの）

(3) 公共料金その他

項目	内 容	問合せ先
郵便料金の割引	【対 象】全額減免=点字郵便物 等	福井中央郵便局 TEL0570-943-770
官製はがきの無料配布 (青い鳥郵便はがき)	【対 象 者】身体障がい者=身体障害者手帳の1級、2級 知的障がい者=療育手帳のA1、A2 【内 容】年に1回、申請により1人につき20枚のはがきを 無料で配布 【受付期間】毎年4月1日~5月31日 【申請方法】身体障害者手帳、療育手帳 各郵便支店にて申請	ゆうちょ銀行、郵便支店
電話リレーサービス	聴覚や発語に困難がある方ときこえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間、電話で双方向につながります。	カスタマーセンター TEL0570-943-770 (9:30~17:00) 年末年始除く
ヨメテル	AI(自動音声認識)または文字入力オペレータにより通話相手の声をリアルタイムで文字にします。	ヨメテル・カスタマーセンター TEL0120-328-123 (9:30~17:00) 年末年始除く
40歳代の胃がん検診	40歳代で障がい等により胃X線検査ができない方は、胃内視鏡検査が受診できます。胃がん検診は2年度に1回の受診となります。検診を希望される方は健康管理センターにお問い合わせください。身体状況等の聞き取りをさせていただきます。胃内視鏡検査受診券が届いた後に検査医療機関に胃内視鏡検査の予約をしてください。 【対 象 者】40歳代で障がい等により胃X線検査ができない方 【内 容】胃内視鏡検査(胃カメラ)の費用の一部を助成します。 【自己負担金】3,000円(生活保護受給の方は無料です。市民税非課税世帯の方は事前申請後、無料となります。)	健康管理センター TEL28-1256

13 教養・文化

(1) 福祉団体への加入

障がい者相互の理解と親睦を図るため、障がいの種別に福祉団体が設立されています。加入申込みについては、各福祉団体へお問い合わせください。

名称	電話番号
福井市身体障害者福祉連合会	0776-20-6007
福井市視覚障害者福祉協会	※
福井市聴力障害者福祉協会	※
福井地区精神保健福祉家族会 あすわ会	0776-53-5970
日本発達障害ネットワーク福井	050-6860-6750
福井市知的障がい者保護者会 結(ゆい)の会	※
(公社)日本リウマチ友の会福井支部	0776-53-4836
福井市肢体不自由児(者)協会	0776-36-6829
自立生活センター Com-Support Project	0776-25-1057

※障がい福祉課(20-5435)までお問い合わせください

(2) スポーツ

問合せ先

障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407

内容

障がいのある方がスポーツを始めるきっかけづくりとして、毎月1回土曜日又は日曜日にスポーツ教室を開催しています。(初心者向け)

【開催日】毎月1回 土曜日又は日曜日

時間、内容についてはホームページ、市政広報をご覧ください。

【場所】ちもり体育館(旧至民中学校体育館、福井市湊4-748)

福井県社会福祉センター体育館(福井市光陽2-3-22)

【対象】市内に住むか通勤・通学する人

【持ち物】タオル、室内用シューズ、飲料水等

(3) 文化活動

みつけよう じぶんのやりたいこと～障がい者のクラブ・サークル紹介～

詳細情報



障がい者のためのクラブ・サークル紹介のための冊子を作成しました。
(福井市障がい者自立支援協議会 居宅生活支援部作成)

[みつけよう じぶんのやりたいこと～障がい者ための余暇活動・居場所紹介～ 福井市ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)

詳細は福井市ホームページをご覧ください。

※こどもが参加できるクラブ・サークルもあります。

※問合せは、各クラブ・サークルにお願いします。

詳細は以下の QR コードのリンク先をご覧ください。



(4) 市内文化施設の入場料等の免除

問合せ先

各施設

- ①ちもり体育館 ②福井市橘曙覧記念文学館 ③福井市愛宕坂茶道美術館 ④一乗谷朝倉氏遺跡復原町並
 ⑤福井市自然史博物館 ⑥福井市美術館(アートホ`ふくい) ⑦福井市立郷土歴史博物館
 ⑧養浩館庭園 ⑨おさごえ民家園 ⑩水仙ドーム ⑪越廼ふるさと資料館



※福井市ホームページ <https://www.city.fukui.lg.jp> をご覧ください。

市の文化施設等は、障害者手帳をお持ちの方については、入場料が減免されます。(ただし、企画・特別展等は有料となります。)

※文化施設などの施設使用について営利を目的としない障がい者団体の使用に限り減免される場合があります。(個人の使用は減免となりません)

(5) 選挙

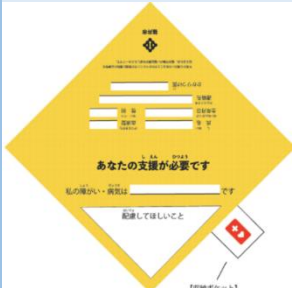


- 【対象者】 1. 投票所に行くことが困難な身体障がい者の方は、事前に申請(登録)すると郵便で投票ができます。
 2. 目の不自由な方には、点字投票の制度があります。



(6) 教養・文化・その他

事業名	内容	問合せ先
声の市政だより・市議会だより	「市政広報ふくい」をCDに録音し、配布しています。 「市議会だより」をCDに録音し、年4回配布しています。(5・8・11・2月)	福井県視覚障害者福祉協会 TEL23-4647 FAX23-0524
視覚障がい者の閲覧室	目の不自由な人のために拡大読書器を設置した専用の閲覧室があります。	市立図書館 TEL20-5000 みどり図書館 TEL34-8859 桜木図書館 TEL20-1530
点字図書館	視覚障がい者のために、一般の図書、雑誌などを点字で印刷し直した点字図書を作り、貸出しを行っています。	福井県視覚障害者福祉協会 点字図書館 TEL23-4647 (福井市光陽2-17-8)
おもちゃ図書館	身の障がいや発達に遅れのある子どもたち、また、人のかかわりがうまくできない子どもたちのために「おもちゃ図書館」を開催しています。 【開館日】毎週水曜日10時~15時 【ところ】フェニックス・プラザ2階ことばの教室内 福井市おもちゃ図書館 【利用料】無料 ※おもちゃの貸し出しは、原則として1人2点まで。2週間以内に返却をお願いします。 ※イベントやサークル等で使う場合はご相談に応じます。	おもちゃ箱の会 連絡先は市社会福祉協議会 TEL22-0022 FAX25-9109




14 防災

(1) 防災に役立つ制度

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
防災スカーフ	 <p>外見から障がいがあることが分かりにくい人への支援や配慮を促すため、災害時に活用ができる「障がい者用防災スカーフ」を、希望者の方に随時配付しています。</p>	福井市 障がい福祉課 TEL20-5435 FAX20-5407
防災情報の配信	<p>大雨注意報・警報等の気象情報や地震情報、災害時の避難情報等の防災情報をメールでお知らせします。</p> <p>福井市防災気象情報メールの登録方法 https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/bosai/bosai/bosai-me-ru.html</p>	福井市 危機管理課 TEL 20-5234 FAX 20-5235 
防災情報自動応答テレホンサービス (ニッコリ、フクイン)	<p>災害が発生したときや災害が発生するおそれがあるときに流れる防災行政無線からの緊急放送が聞き取れない場合に、放送された内容を電話で確認することができます。</p>	
防災ハンドブック	<p>防災に関する情報を1冊に分かりやすくまとめています。</p> <p>個人や家庭で備えておくべきことのほか、地域で助け合うための防災知識、風水害・地震などの災害の特徴、各地区の防災マップを掲載しています。希望者には、危機管理課窓口で随時配布しています。</p>	
避難所	<p>福井市内では万が一の災害に備え、避難所が指定されています。防災ハンドブックやホームページで最寄りの避難所を確認できます。</p>	
福井市避難支援プラン	<p>高齢者や障がいのある方など災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てています。</p>	
福祉避難所	<p>災害時に指定一般避難所で生活することが困難で、避難所生活に何らかの特別な支援が必要な方を受け入れる避難所です。ホームページに一覧を掲載しています。</p>	福井市 地域包括ケア推進課 TEL 20-5400 FAX 20-5426 

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
福井市防災センターの体験コーナー	福井市防災センター（福井市和田東2-2207）の1階に、展示・体験ホールが設けられ、地震、火災、暴風の体験ができるコーナーがあります。体験ホールのお申し込みについては、事前に電話かFAXまたはQRコードから申請をお願いします。	福井市 防災センター TEL 20-5156 FAX 21-9735 
福井県河川・砂防総合情報	県内の河川の水位や雨量等の情報を見ることができます。 福井県土木部砂防防災課 HP ※詳細は右のQRコードのリンク先へ	

(2) 緊急事態が発生したら

制度・システム名	内容・対象等	問合せ先
FAX110番	福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、FAXを利用した緊急通報の手段です。 専用FAX番号 0120-294-291 （ご利用にあたっての事前の登録は不要です。）	福井県警察本部 地域指導課 TEL 22-2880
メール110番	福井県内での事件・事故発生時、言葉や聴覚の不自由な方のために、携帯電話やパソコンの電子メールを利用した緊急通報の手段です。 アドレス fukui110@royal.ocn.ne.jp （ご利用にあたっての事前の登録は不要です。）	
110番アプリシステム	音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。（ご利用にあたっては、事前の登録が必要です。）	
緊急通報システム NET119	福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方が火事・救急などの際に緊急メール119の外、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単な操作で素早く緊急通報ができます。ご利用にあたっては、事前の登録が必要です。	福井市 消防局 管制課 TEL 20-3999 FAX 20-6119 
緊急FAX119	福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方が火事・救急などの際に自宅のFAXで緊急通報ができます。緊急通報用FAX119送信票は、福井市消防局のホームページから取得できます。ご利用にあたっての事前の登録は不要です。	
緊急メール119	福井市内に居住・勤務されている言葉や聴覚の不自由な方が火事・救急などの際に携帯電話やパソコンの電子メールで緊急通報ができます。ご利用にあたっては、事前の登録が必要です。	
災害用伝言ダイヤル171	大規模な災害の発生によって電話が大変つながりにくい状態になった場合、被災地の中の方々が、家族の安否の確認や集合場所の確認といった緊急の連絡を行うための、通信手段としてご利用いただけるサービスです。 ※災害用伝言ダイヤル171は災害発生時にもみ提供されます。	NTT 西日本 https://www.ntt-west.co.jp
携帯電話の災害用伝言板サービス	大規模災害発生時に、災害発生地域にお住まいで携帯電話をご利用の方が、携帯電話のインターネット上に開設された災害用伝言板に、ご自分の安否情報を登録していただくことが可能となります。登録された安否情報等はインターネットを通じて、全国から閲覧いただけます。また、あらかじめ指定したご家族や知人に対して、災害用伝言板に登録されたことをメールでお知らせする機能も提供しています。	 携帯各社

15 関係機関一覧

この手引に掲載のある関係機関の一覧

名称	所在地	電話番号	FAX	掲載 ページ
福井県障がい福祉・精神保健相談所 障がい者支援課 精神保健福祉課	福井市四ツ井 2-8-1	84-8232 84-8233	58-3719	3
福井県児童・女性相談所	福井市木田 3-701	35-1581	35-1582	6
福井県後期高齢者医療広域連合	福井市西開発 4-202-1	54-6330	52-5720	11
全国健康保険協会福井支部	福井市大手 3-7-1 福井 織協ビル 9 階 フェニックス・プラザ 1 階	27-8300(代)	27-8306	11
福井年金事務所	福井市手寄 2-1-34	23-4518	27-0133	16
福井市社会福祉協議会	福井市田原 1-13-6 フェニックス・プラザ 1 階	26-1853	26-9109	22
福井県社会福祉協議会	福井市光陽 2-3-32	24-2339	24-8941	22
福井警察署	福井市開発 5-103-1	52-0110(代)	52-0111	25
福井県警察本部	福井市大手 3-17-1	22-2880	—	25
福井南警察署	福井市江守中町 6-18-2	34-0110(代)	34-4091	25
福井健康福祉センター	福井市西木田 2-8-8	36-2857	—	26
NEXCO 中日本お客様センター	金沢市神野町東 170	0120-922-229	—	27
福井公共職業安定所	福井市開発 1-121-1	52-8155	52-8168	33
福井障害者職業センター	福井市光陽 2-3-32	25-3685	25-3694	34
ふっとわーく障害者就業・ 生活支援センター	福井市三郎丸 4-303	97-5361	97-5362	35
福井市社会福祉協議会 ボランティアセンター	福井市田原 1-13-6 市民福祉会館	22-0022	26-9109	36
村井勇松基金事務局	福井市問屋町 1-10	080-3743-1949	—	37
福井県税事務所	福井市松本 3-16-10	21-8274	21-8260	39
福井税務署	福井市春山 1-1-54	23-2690(代)	—	40
NHK福井放送局	福井市宝永 3-3-5	28-8850	28-8862	43
福井ケーブルテレビ	福井市豊島 1-3-1	0120-05-5710	53-7733	43
福井中央郵便局	福井市大手 3-1-28	0570-943-770	—	44
電話リレーサービス		0570-943-770		44

ヨメテル		0120-328-123		44
福井県視覚障害者福祉協会 点字図書館	福井市光陽 2-17-8	23-4647	23-0524	46

●編集発行 福井市 福祉健康部 障がい福祉課
〒910-8511
福井市大手3-10-1
電話 20-5435 FAX 20-5407
E-mail sfukusi@city.fukui.lg.jp
HP www.city.fukui.lg.jp

<令和8年度第1版>